

## フィリピン労働法における海外雇用に関する条項

### フィリピン労働法（大統領令 442 号により修正）

労働に対する保護を進め、雇用と人材開発を促進し、社会正義に基づく産業平和を保証するために労働及び社会法を改正・統合するために制定された  
大統領令

#### Book 1 雇用前

##### 第 12 条 目的

国の政策は以下の通り

- a) 改善された人材の訓練、配置、活用を通じて、完全雇用を促進し、達成する。
- b) 可能な限り最善の雇用条件を確保することで、国内外において働くことを求めるすべての市民を保護する。
- c) 国家の利益と一致した形で、仕事を求める人々の雇用に対する自由な選択を促進する。
- d) 国家の利益と一致した形で、労働者の移動を促進し、規制する。
- e) 登録制度及び・もしくは労働許諾制度などにより、外国人の雇用を規制する。
- f) 国家の発展の目的のため、公共職業安定網を強化し、労働者に対する国内外における人材派遣および職業紹介事業に対して民間企業が参入することを効率的に実施する。
- g) 国外におけるフィリピンの名誉を守るために、海外雇用のためのフィリピン労働者の慎重な選別を保証する。

#### Title I

##### 人材派遣と職業紹介

##### 第 I 章

##### 一般規定

##### 第 13 条 定義

- (a) 労働者とは、雇用されているか否かに関わらず、労働を提供する人々である
- (b) 人材派遣及び職業紹介とは、国内外を問わず、また有料か無料かを問わず、労働者の募集、登録、契約、移動、活用、採用、調達に関するすべての行為

を指し、紹介、請負業務、雇用のための約束または広告を含む。ただし、いかなる形であれ、2人以上に対して雇用の提供もしくは約束を有料で行う個人もしくは団体は、人材派遣及び職業紹介に従事したとみなされる。

- (c) 民間有料職業紹介事業者とは、労働者もしくは使用者、またはその双方から直接もしくは間接に料金を徴収して人材派遣及び職業紹介を行う個人もしくは団体である。
- (d) 免許(license)とは、雇用労働省により発行される、民間職業紹介事業者として活動することを個人または団体に許可する書類である。
- (e) 民間人材派遣機関とは、国内外を問わず、労働者もしくは使用者から直接もしくは間接に料金を徴収することなく、人材派遣及び職業紹介を行う個人もしくは団体である。
- (f) 許可(authority)とは、労働雇用省が発行する、個人もしくは団体が民間人材派遣機関として人材派遣及び職業紹介活動に従事することを許可する書類である。
- (g) 船員とは、海洋航海に従事する船舶に雇用されるすべての個人である
- (h) 海外雇用とは、フィリピン国外における労働者の雇用である。
- (i) 海外移住者(emigrant)とは、移住国における移民査証もしくは居住許可もしくはこれらと同等の資格により海外に移住したすべての個人、労働者などである。

#### 第 14 条 雇用促進

労働雇用長官は、以下の権限を持つ

- (a) 必要に応じて、労働雇用省の管轄の下に、既存の職業安定所に加えて、新たな職業安定所を組織し、設置する。
- (b) 特定の職業安定所に登録した求職者に対して、登録外の地域や海外における就業の機会を知らせるために、全国的な職業紹介および情報提供システムを組織化し設立する。
- (c) 職業間・産業間・地域間の移動を促進し、ある地域から他の地域への労働者の移動を支援するためのプログラムを開発させ、組織化する。
- (d) 雇用労働長官が規定する雇用に関する情報の提出を、すべての個人、事業、組織に対して求める。

#### 第 15 条 雇用事業局(Bureau of Employment Service)

(a) 雇用事業局は、包括的な雇用プログラムを開発させ、監視することに第一義的に責任を持つ。雇用事業局は以下の権限と義務を持つ。

1. この法律における雇用促進の目的を実施するための計画およびプログラムを

策定する。

2. 国内外における労働者の人材派遣及び職業紹介における民間部門の参加を規制し、フィリピン人の契約労働者に対する最善の労働条件や、労働雇用省により公布される関連法令の下で法令遵守を確保するために、登録及び・もしくは許可のシステムを設立し維持する。
3. 不利な立場に置かれている集団や地域に恩恵をもたらすための雇用プログラムを策定する。
4. 外国人の雇用を規制するための登録及びもしくは労働許諾システムを確立し、維持する。
5. 適切な人材開発計画を進めるために労働市場情報システムを開発する。
6. 適切な人材配置のために、応答性のよい職業ガイダンスおよび検定システムを開発する。
7. 船員を除く、技能の集中的登録制度を維持する
  - (b) 労働雇用省の地方事務所は、船員を除く、海外で雇用されるすべてのフィリピン人労働者について、金銭上の申し立てやあらゆる法律や契約から生じる使用者と雇用者との関係に関するすべての事項および事例に関して、独自の排他的な管轄権を持つ。ただし、雇用事業局は、マニラ首都圏においては、労働雇用長官が適当と認めた場合はいつでも権限を行使できる。雇用事業局の地方事務所の決定は、本条に規定されたように労働雇用長官により許可されたならば、国家労使関係委員会に対して、本法 223 条に規定された同様の根拠をもって上訴することができる。国家労使関係委員会の決定は最終であり、上訴できない（1982 年 5 月 1 日行政命令 797 条により削除）。
  - (c) 労働雇用長官は、雇用事業局が推奨したレートで課金する権限を持つ。徴収された資金は、大統領令 1177 号の第 40 節(section 40)に基づき、雇用事業局の目的の推進のための一般基金の特別勘定として国庫に納められる。

## 第 16 条 民間人材派遣

第 II 章で規定されている場合を除いて、公共職業安定所以外の個人、団体は人材派遣及び職業紹介を行ってはならない。

## 第 17 条 海外雇用開発委員会

海外雇用開発委員会は、関係する団体や機関の支援を得て、国内需要を超えたフィリピン労働者の海外雇用のための組織化されたプログラムを実施し、公正で公平な雇用慣行を得る権利を守るために創設された。委員会は以下の権限と義務を持つ

1. 包括的な市場開発プログラムを通じてフィリピン労働者の海外での雇用を

促進する。

2. 政府間ベースでのフィリピンの契約労働者(contract worker)のできるだけ最高の労働条件を確保し、法令遵守を保証する。
3. 政府間の取り決めに基づき、および政策が定める政府以外の部門(sector)において、労働者を海外雇用のために派遣し、配置する。
4. 海外労働者福祉訓練基金の評議委員会の事務局を担当する。

#### 第 18 条 直接雇用の禁止

労働雇用省が認可した委員会および団体を通さない限り、使用者は海外雇用のためにフィリピン労働者を雇用してはならない。外交団、国際機関および労働雇用長官により認められた使用者はこの条項から除かれる。

#### 第 19 条 海外移住事務所(Office of Emigrant Affairs)

- (a) フィリピンの海外移住者共同体との密接な連携を維持し、彼らの福祉を促進し、併せて国の人材政策の策定に資するデータベースを設立するという国家政策に従い、海外移住事務所が労働雇用省の中に設立される。当該事務所は長官官房の中に置かれ、最初のうちは労働省およびその関連機関の中で利用可能な人員及び資金が調達され、運営される。その後、一般歳出予算の一部として予算化される。
- (b) 当該事務所は特に下記的手段により海外移住者の福祉を促進し、本国との密接な連携を維持する
  - 1) フィリピン海外移住者共同体との連絡事務所としてのサービスの提供
  - 2) 福祉及び文化事業の提供
  - 3) 海外居住者の国内への復職を促進する
  - 4) フィリピン海外移住者共同体との経済的・政治的・文化的な連携を促進する
  - 5) 一般的に、協同的な連携を高めるために適切な活動を実施する

#### 第 20 条

##### 国家船員委員会

- (a) 海外で雇用されるフィリピン人船員のための包括的なプログラムを開発し、維持していく国家船員委員会を設立する。委員会は、以下の権限と義務を持つ
  1. 船員のための無料職業紹介サービスを提供する
  2. 海外雇用のために船員を雇う船会社の代表もしくは代理人を規制、監督することや、契約船員(contract seamen)のできるだけ良い雇用条件を確保し、法律

遵守を確保すること

3.すべてのフィリピン船員の完全な登録を維持する

(b)委員会は、海外で雇用されるすべてのフィリピン人船員について、金銭上の申し立てやあらゆる法律や契約から生じる使用者と雇用者との関係に関するすべての事項および事例に関して、独自の排他的な管轄権を持つ。委員会の決定は、国家労使関係委員会に対して、本法 223 条に規定された同様の根拠をもって上訴することができる。国家労使関係委員会の決定は最終であり、上訴できない

第 21 条 海外事業の役割と参加

海外のフィリピン労働者の広範な保護を提供するために、労働担当官及び労働報告事務官が労働雇用長官により任命される。フィリピン国の当該大使館員もしくは領事館員は、本国からの事前の指示もしくは忠告を待たずに、下記の事項を実施する権限と義務を持つ。

- (a)雇用から発生するすべての事項について、管轄権の範囲ですべてのフィリピン労働者に対して支援を提供する
- (b)フィリピン労働者が搾取もしくは差別されていないことを保証する
- (c)フィリピン労働者に関する契約の中で労働条件が労働法及び海外雇用開発委員会と国家船員委員会の規則及び規制に則っているという証明として必要な要件を確認し、証明する
- (d)管轄権の範囲内で、雇用市場のさまざまな局面についての継続的な研究または調査および勧告を行う
- (e)雇用状況やその将来動向に関する情報の収集および分析や、それらの情報を利用可能な状態にしておく
- (f)その他時折要求される義務を遂行する

第 22 条 外貨収入の強制送金

海外で働くフィリピン労働者にとって、労働雇用長官により定められた関連法令に則って、自国に居住するその家族、被扶養者、受益者に対して外貨収入の一部を送金することは義務である。

第 23 条 委員会の構成

(a)海外雇用開発委員会は、労働雇用長官を議長、労働雇用副長官を副議長とし、外務省、国家防衛省、中央銀行、教育・文化・スポーツ省、国家人材若年者委員会、雇用事業局、労働者団体、使用者団体の代表者、及び海外雇用開発委員会の役員から構成される。

- (b) 国家船員委員会は、労働雇用長官を議長、労働雇用副長官を副議長とし、フィリピン沿岸警備隊の司令官、外務省、教育・文化・スポーツ省、中央銀行、海事産業庁、雇用事業局、全国船員協会の代表者、及び国家船員委員会の役員から構成される。  
2つの委員会の構成員は、委員会により定められた月間 2,000 ペソを超えない手当を受け取る。
- (c) 2つの委員会は、政策およびプログラム調整のために労働雇用省内に設置される。2つの委員会は、海外雇用の活動を含む人材管理の十分な経験を持つフィリピン市民である役員(Executive Director)により率いられた事務局により支援される。役員は労働雇用長官の推薦に基づいて大統領が任命し、法律により定められた年間報酬を得る。労働雇用長官は、事務局の他の構成員を任命する。
- (d) 会計検査院長官は、監査法と関係法令に則ってそれぞれの会計に対する監査を実施するために、2つの委員会に対して自身の代表を選任する。

#### 第 24 条 委員会による規則の公表と費用の徴収

2つの委員会は自身の機能を遂行するために、適切な規則及び規制を公布する。2つの委員会は、関係する使用者から費用を課徴する権限を持ち、徴収された資金は2つの委員会のそれぞれの勘定に積み立てられ、委員会の目的を推進することに限定して使用される。

## 第 II 章 人材派遣及び職業紹介に関する規則

#### 第 25 条 労働者の人材派遣及び職業紹介への民間部門の参入

国家発展の目的に従い、包括的な雇用プログラムの発展と実施において、民間部門の資源とイニシアティブを利用し、最大限に活用するために、民間雇用部門は労働雇用長官により公布される指針、規則及び規制の下で、国内外において、人材派遣及び職業紹介の事業に参入することができる。

#### 第 26 条 旅行代理店の人材派遣業への参入禁止

旅行代理店及び航空会社の営業代理店は、営利目的であるか否かを問わず、海外雇用のための人材派遣及び職業紹介の事業に従事することは禁止される。

#### 第 27 条 市民権要件

フィリピン国の市民もしくは授権された、議決権のある株式の 75%以上をフィ

リピン国の市民が保有する企業、合名会社、団体のみが、国内外に対する人材派遣及び職業紹介に参入することを許諾される。

#### 第 28 条 資本金

人材派遣の許可を取得もしくは更新するために担当部局に申請をするすべての者は、労働雇用長官が決定した、実態のある資本金を保有していることが求められる。

#### 第 29 条 免許及び権限の移転禁止

すべての免許もしくは許可は直接的にも間接的にも発行された本人または免許または権限上に記載された異なる場所以外で使われてはならず、また譲渡、移転、他者の名義への変更が行われてはならない。事業所の新規開設を含む事業所の住所、代理人もしくは代表者の任命もしくは指名に関するあらゆる変更は、第一義的に雇用労働長官の認可を受けなければならない。

#### 第 30 条 登録料

労働雇用長官は、免許もしくは許可を求めるすべての申請者の登録のために必要な費用の明細表を公表する。

#### 第 31 条 保証金

免許または許可を求めるすべての申請者は、あらかじめ規定された人材派遣手続き、規則、規制および適切であるとみなされる労働条件との整合性を保証するために、労働雇用長官が定めた現金もしくは保証債券を納めなければならない。

#### 第 32 条 労働者が支払う費用

雇用支援を目的とする民間有料職業紹介に申し込んだ者は何人とも、その者の努力を通じて雇用を獲得できた、または実際に雇用手続きを開始した後でなければ、いかなる費用も徴収されない。徴収された費用は支払われた総額を明確に表示した適切な領収書で常に示される。雇用労働長官は、許容できる費用を示した料金表を公布する。

#### 第 33 条 雇用状況に関する報告

公共の利益が必要とする場合、雇用労働長官は本法律の範囲内において、すべての個人及び団体に対して、雇用状況に関する報告の提出を指示する。この報

告には、求人状況、職務要件の詳細、離職、賃金、その他雇用条件に関する事項やその他の条件や雇用に関するデータが含まれていること。

#### 第34条 禁止行為

すべての個人、団体、免許保持者または許可保持者については、以下の行為は法律違反とされる

- (a)労働雇用長官が定めた許容費用料金表で規定された金額以上の額を直接的もしくは間接的に受け取ること、または労働者からローンまたは前受金として実際に受け取った額よりも大きい金額を、労働者に支払わせること。
- (b)人材派遣及び職業紹介に関連して、虚偽の通知、情報、書類を提供もしくは発行すること
- (c)本法律において、免許もしくは許可を得るために、虚偽の通知、証言、情報、書類を提供し、虚偽の陳述を行うこと。
- (d)異動が労働者の抑圧的な雇用条件を解放するという目的でないにも関わらず、すでに雇用された労働者を退職させて他の仕事に就くように誘導する、もしくは誘導しようとする試みすること
- (e) すべての個人もしくは団体に対して、自らの事務所を通じて雇用の申し込みをしていない労働者を、人材派遣または職業紹介において雇用しないように影響を与える、もしくは与えようとする試みすること
- (f)人材派遣及び職業紹介において、公衆衛生上もしくは道義上有害な、もしくはフィリピン共和国の名誉を損なうような仕事に労働者を従事させること
- (g)労働雇用長官もしくは法的に認められた長官の代理人による査察を妨害する、もしくは妨害を試みようとする試みすること
- (h)雇用状況、職業紹介の求人状況、外貨収入の送金、離職、出国その他労働雇用長官により要求される情報に関する報告を提出しないこと
- (i)労働雇用長官の許可なしで、労働雇用省によって認可され、証明された雇用契約を両者の間で署名がされてから契約が終了するまでの間に置き換える、もしくは変更すること
- (j)旅行代理店に従事する企業、もしくは直接的または間接的に旅行代理店の経営に携わる企業の社員もしくは役員会の構成員になること
- (k)本法律及びその施行規則による認められた以外に、金銭的もしくは財政的な理由により出発前に労働者から渡航関連書類を回収する、もしくはそれを否認すること

#### 第35条 免許もしくは許可の停止及びもしくは取り消し

労働雇用省、海外雇用開発委員会が公布した関連法令に対する違反があった場

合、または本法律やその他適用されるべき法律、行政命令(**General Order**)、指導通達(**Letter of Instruction**)に対する違反があった場合には、労働雇用長官は海外雇用のための人材派遣の免許もしくは許可を停止もしくは取り消す。

### 第Ⅲ章 雑則

#### 第 36 条 取り締まり権限

労働雇用長官は、本法律の適用範囲内においてすべての業者の人材派遣及び職業紹介の事業を制限し、規制する権限を持ち、また本法律の目的を遂行し、規定を実現させるために、命令を発令し、関連法令を公布する権限を持つ。

#### 第 37 条 査察権限

労働雇用長官もしくは法的に認められたその代理人はいつでも、本法律が適用されるすべての個人もしくは団体の建物、財務諸表、記録を査察し、所定の様式で定期的に報告を求め、本法律のあらゆる規定違反に対して行動する。

#### 第 38 条 違法な人材派遣

- (a) 免許もしくは許可を持たない者により行われた、本法律の 34 条に規定された禁止行為を含むあらゆる人材派遣活動は違法とされ、本法律の 39 条に則って処罰される。雇用労働省もしくはあらゆる法執行者は、本条に基づき訴追できる。
- (b) 組織的もしくは大規模に行われる場合、当該違法行為は経済的な妨害を含む攻撃的行為とみなされ、第 39 条に則って処罰される。  
もし 3 人以上の集団が謀議を図り、共犯して、前の段落で定義された不法もしくは違法な取引、事業もしくは企てを実行しようとした場合、それらは組織的な違法行為とみなされる。3 人以上に対して個人的にもしくは組織的に行われた場合、それらは大規模な違法行為とみなされる。
- (c) 労働雇用長官もしくは法的に認められたその代理人は、もし捜査の結果、その活動が国家の安全や公共の秩序を脅かすものである、または求職者のさらなる搾取につながると見なされる場合、免許もしくは許可をもたない者を逮捕もしくは拘束することができる。労働雇用長官は、免許や許可なくして海外雇用のために人材派遣の活動を行ったことが判明した場合、その者の事務所もしくは建物の捜査、書類、設備、資産やその他違法な人材派遣に使用された道具一式を押収し、会社、事業所、団体の閉鎖を命じることができる。

### 第 39 条 罰則

- (a) 違法な人材派遣が経済的な妨害行為を構成する場合、終身刑及び 10 万ペソの罰金が課される。
- (b) 本法律もしくは施行規則に対する違反もしくは他者に違反を起こさせるような行為が発見された場合、免許もしくは許可保有者は判決に基づき、2 年以上 5 年以下の禁固刑、もしくは 20,000 ペソ以上 50,000 ペソ以下の罰金が徴収されるが、裁判所の判断によってその両方が課される場合もある。
- (c) 本法律もしくは施行規則に対する違反もしくは他者に違反を起こさせるような行為が発見された場合、許可もしくは認可を保有しない者は判決に基づき、4 年以上 8 年以下の禁固、もしくは 20,000 ペソ以上 100,000 ペソ以下の罰金が徴収されるが、裁判所の判断によってその両方が課される場合もある。
- (d) 違反者が会社、合名会社(partnership)、協会、団体の場合、罰則は違反に対して責任を負う会社、合名会社(partnership)、協会、団体の役員に対して課される。当該役員が外国人の場合、規定された罰則に加えて、手続きなしで国外退去処分とされる。
- (e) すべての場合において、有罪判決により、本法律で当該個人もしくは団体に与えられたすべての免許もしくは許可、許諾および特権は自動的に破棄され、海外雇用開発委員会もしくは国家船員委員会の同意を得た上で、現金及び保証証券は没収される。没収された資金は、状況に応じて、両委員会の目的を推進することに限り使用されることを認められる。

以上